

# いちのみやスイミングスクール会員規約

平成 22 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

## 〔定義〕

### 第 1 条

本規約によって定める条項は「いちのみやスイミングスクール」（以下、総称して当スクールという）に適用されるものとします。

## 〔目的〕

### 第 2 条

当スクールは規約に則り、一貫した練習プログラムを提供し、会員の心身の育成・技術の向上・健康増進及び水泳競技における振興発展に寄与することを目的とします。

## 〔管理運営〕

### 第 3 条

当スクールはスポニックパーク一宮の指定管理者として選任された「神姫バスグループ共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ株式会社」が「サンスポーツクラブ」に指導委託し管理運営を行います。

## 〔会員制〕

### 第 4 条

当スクールを受講する際には常に会員証を提示しなければなりません。（※一部、ビジター・プライベートレッスンを除く）万が一紛失した場合には速やかに申し出、再発行手続きを行って下さい。また他人への譲渡はできません。

## 〔入会資格〕

### 第 5 条

- ご本人（未成年者は保護者）の責において、当スクールが提供する練習カリキュラムに身体的及び精神的に堪え得る健康状態であること。また、当スクールが受講に堪え得る健康状態であると認められた者。
- 本規約を承認・遵守いただける方を条件とします。

## 〔入会手続〕

### 第6条

1. 入会される方は申込書（本人写真3枚）・年会費・初月会費を受付窓口に納入いただきます。
2. 中学生以下は、当スクール指定の水着・キャップを着用していただきます。
3. 月の途中入会の場合でも正規料金をいただきます。（特典適用時を除く）
4. 入会特典を適用した場合には、入会月を含め3ヶ月以上の継続が必要です。  
3ヶ月以内に退会される場合には、違約金として残月分の月会費(週1回分)を納入いただきます。

## 〔諸会費〕

### 第7条

1. 当スクールは原則として月謝制とします。（※一部、ビジター・プライベートレッスンを除く）
2. 月会費は口座振替とし毎月10日（土、日、祝日の場合は翌日）に指定口座より振替致します。
3. 年会費については、入会月に関わらず一律、4月に所定口座より月会費と同日に振替致します。
4. 休会費は1ヶ月単位とし、所定の料金を毎月10日（土、日、祝日の場合は翌日）に指定口座より振替致します。
5. 各種手続完了後は、原則として会費の還付は致しません。

## 〔コース変更〕

### 第8条

1. コース変更を希望する場合は、前月の25日（休館日の場合は翌営業日）までに受付窓口にてお手続き下さい。
2. クラス定員の都合上、ご希望に添えない場合がございます。変更にあたっては必ず受付窓口にてお手続き下さい。
3. コース変更手数料として所定の料金を頂戴致します。

## 〔休会〕

### 第9条

1. 当月中、都合により参加できない・参加できなかった場合には休会することが可能です。
2. 休会は1ヶ月単位で最長3ヶ月間可能です。4か月目は欠席された場合でも正規の月会費が発生します。
3. 休会をご希望の場合は、当月の25日（休館日の場合は翌営業日）までに受付窓口にてお手続き下さい。なお、期限を過ぎた場合は受理できません。

## 〔退会〕

### 第 10 条

当スクールを退会される場合は、当月の 25 日（休館日の場合は翌営業日）までに受付窓口にてお手続き下さい。期限を過ぎた場合は無効、もしくは翌月扱いとなります。

## 〔欠席〕

### 第 11 条

当日のスクールを欠席する場合の連絡は不要です。（担当コーチが出欠管理をしております。）

## 〔休講〕

### 第 12 条

次の各号に該当する場合には、スイミングスクールを休講致します。（臨時休講を含みます。）

1. 年間カレンダーに基づくスクール除外日。（年間カレンダー参照）
2. 行政判断により休館・休講指示があった場合。
3. 自然災害等により【警戒レベル3相当：警報級】以上の防災情報が発令された場合。（対象：宍粟市）
4. その他、施設側の判断により休講を決めた場合。

## 〔振替制度〕

### 第 13 条

1. 施設側の判断により休講と判断した場合には、振替練習日を設ける場合があります。
2. 進級テスト期間中のみ振替受講が可能です。ご希望の方は希望日の前日までに受付窓口にてお手続き下さい。但し、定員制限があります。

## 〔規約の遵守〕

### 第 14 条

1. 当施設利用にあたっては、本規約及び施設内禁止事項を遵守していただきます。
2. 当施設利用にあたっては、スタッフの指示に従っていただきます。
3. 当施設利用にあたっては、施設内の秩序を乱す行為を禁止します。

## 〔損害賠償責任〕

### 第 15 条

当施設の利用中（駐車場を含む）及びスクール受講中において、施設側の責に帰する事由により会員が受けた損害に対しては、当スクールが加入する保険により補償し、それ以上の責任は負わないものとします。

### 〔損害賠償責任免責〕

#### 第 16 条

当施設の利用中（駐車場を含む）及びスクール受講中において、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当スクールは損害賠償の責を負わないものとします。

### 〔会員の損害賠償責任〕

#### 第 17 条

当施設の利用中（駐車場を含む）及びスクール受講中において、会員の責に帰する事由により、施設側、または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責に任ずるものとします。

### 〔会員の除名〕

#### 第 18 条

次の各号に該当する場合、施設側の判断により会員を当スクールから除名することができます。

1. 当スクールが定める規約に違反した場合。
2. 施設スタッフの指示に従っていただけない場合。
3. 施設内の秩序を著しく乱す行為があった場合
4. 諸会費の支払いを怠り、施設側が継続の意思がないとみなした場合。

### 〔会員資格喪失〕

#### 第 19 条

次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。その場合、諸会費の還付は行わず会費の滞納がある場合にはその支払いの責を負い、施設側はこれらを請求する権利を有します。

1. 会員の都合により退会の申し出があり、施設側が承認した場合。
2. 第 18 条の適用により除名された場合。
3. 会員本人が死亡した場合。
4. やむを得ない事由により、施設が閉鎖した場合。

### 〔利用の禁止〕

#### 第 20 条

次の各号に該当する方は施設の利用を禁止します。

1. 刺青・タトゥーのある方
2. 他人に伝染・感染のおそれがある疾病を有する方
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識障害などの症状を招く疾病を有する方
4. 飲酒されている方
5. 医師から運動を禁じられている方
6. その他、禁止行為等により施設側の判断で利用禁止を命じられた方。

〔個人情報取り扱い〕

第21条

当スクールは会員から取得した個人情報について、個人情報保護法及び個人情報保護に関する指針、条例に沿って適切に管理致します。但し、以下の各号に該当する場合には第三者に情報提供する場合があります。

1. あらかじめ会員ご本人（未成年者の場合はその保護者）の同意がある場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合で、ご本人の同意を得ることが困難な場合。
3. 行政・警察機関などから法令に基づき、提供を命じられた場合。

〔改定・変更〕

第22条

管理者は規約等の改定を行うことができます。また、規約等に基づいて料金の変更を行うことができます。この場合、管理者は1ヶ月前までに全会員にこれを周知致します。

なお、この場合は改定した規約等の効力は全会員に及びものとしします。

◆スイミングスクール料金表◆

令和3年4月1日施行

単位：円

区分	大人	子ども	親子
入会金	無料		
年会費	1,700	1,100	1,100
週1回	5,500	4,400	4,400
週2回	6,600	5,500	5,500
週3回	7,100	6,600	—
週4回	—	7,100	—
※月2回	—	2,200	—
育成(週5回)	—	7,500	—
選手(週6回)	—	8,200	—

区分	大人	子ども	親子
ビジター利用	2,200	—	—
プライベートレッスン	1,100	1,100	—
割引制度	家族割	同居家族が2名以上入会されている場合は、2人目以降上記より300円引	
割引制度	セット割	プール及びトレーニング室期間利用券を同時購入の場合、上記より300円引	
諸手続き諸費用	休会費	1,100	
	コース変更	200	
	認定ワッペン	無料	